

自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 ・2019年4月1日～2021年3月31日

〔適用内容〕 ・適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等				特例措置の内容	
乗用車(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合) 			概ね75%軽減	
	ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	排出ガス性能		燃費性能	
		平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減		令和2年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減
				令和2年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減
重量車等 (バス・トラック)	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 			概ね75%軽減	

※1 自家用乗用車については、2021年度及び2022年度は適用対象を電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車に限定。

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

○ 重 課

〔適用内容〕 ・新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※2) : 概ね15%重課(※3)

- ・ガソリン車、LPG車 : 13年超
- ・ディーゼル車 : 11年超

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※3 バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課

軽自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 2019年4月1日～2021年3月31日

〔適用内容〕 適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合には限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等				特例措置の内容
乗用車(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) 			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排出ガス性能	燃費性能	
			令和2年度燃費基準+30%達成	概ね50%軽減
		平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準+10%達成	概ね25%軽減
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) 			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排出ガス性能	燃費性能	
			平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
		平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

※1 自家用軽乗用車については、2021年度及び2022年度は適用対象を電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車に限定。

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

○ 重 課

〔適用内容〕 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車(※2)：概ね20%重課

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く